

振り込め詐欺にご注意を!!

昨年、鹿児島県では、104件の振り込め詐欺を認知しており、被害額は約1億6千万円にのぼります。

全国で前年よりも被害が増加したのは鹿児島県のみです。

なかでも、架空請求詐欺と融資保証金詐欺が全体の約9割を占めています。

お金に関する電話やハガキなどは、まず、振り込め詐欺を疑い、警察にご相談ください!

被害にあわないための防犯対策

- ご家族の連絡先を把握しておき、いつでも確実に連絡が取れるようにしておきましょう。
電話が繋がらない、連絡先がわからないときは、すぐに警察に相談してください。
- 役所からの給付金を語った、還付金詐欺にも気をつけましょう。
役所が電話などで、ATMの操作を指示することは絶対にありません。
「役所」「還付金」「携帯持ってATM」と電話がかかってきたら警察に相談してください。

もし電話がかかってきたら

- 動揺しない、慌てない。
- 電話を受けたとき、この話を思い出し、「詐欺かもしれない」と疑ってください。
- 警察が示談の仲介をすることはありません。
- すぐにお金を振り込まない。まず、家族や警察に相談してください。
- 相手の強い言動には、毅然とした態度で接し、すぐに警察に通報してください。

詐欺の手口

架空請求詐欺	郵便、インターネットなどを利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実として料金を請求する文書などを送付するなどして、現金を預金口座などに振り込ませる手口です。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにも関わらず、融資する旨の文書などを送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金などを名目に現金を預金口座などに振り込ませる手口です。
還付金等詐欺	税務署や役所などを名乗り、「税金や医療費などを返還します」「今日が手続きの締め切りです」「ATMで手続きができます」などとATMに行かせ、携帯電話で還付手続きを指示するふりをして、実際は犯人の口座にお金を振り込ませる手口です。

■問い合わせ先：南さつま警察署 電話 52-2110